

# 社会保障制度の充実強化に関する決議

我が国においては、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの直面する諸問題に対応するため、社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

そのような中、都市自治体は、社会保障は国と地方の信頼・協力関係に基づき着実に推進されるべきものと強く認識し、地域の実情に即した様々な施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることに鑑み、持続可能で安定的な社会保障制度を構築するべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

## 記

### 1. 社会保障・税一体改革について

#### (1) 社会保障について

地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、具体的な制度の詳細等の検討に当たっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

また、制度の実施に際しては、十分な準備期間を設けるとともに、国民や実施主体である都市自治体に十分な周知を図ること。

#### (2) 地方消費税等の充実による安定財源の確保について

都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう地方消費税率の引上げ等による安定財源の確保とともに、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映し、都市税財源の充実強化を図ること。

#### (3) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑導入のための自治体支援について

① 社会保障・税番号制度の導入や運営等に関し、都市自治体に対

し新たに生じる費用については、その全てについて国において万全の財政措置を講じること。

- ② 制度の導入に伴い影響を受ける事務や情報提供ネットワークの導入・運用に係る事務等について、自治体現場における事前検証作業を実施するとともに、制度導入・運用等に関する各種ガイドラインを策定し、都市自治体に提示すること。
- ③ 制度の構築にあたっては、国と都市自治体が情報を共有し、都市自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うとともに、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国において十分な周知を行うこと。

## 2. 国民健康保険制度等について

- (1) 国保の構造的問題を解決するため、医療保険制度の一本化など抜本的改革を早期に実現すること。
- (2) それまでの間、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図った上で、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。  
その際、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
- (3) 新制度への移行に際しては、十分な準備期間を設けるとともに、被保険者への広報や都市自治体への情報提供を図り、また、システム改修経費等について必要な財政措置を講じること。

## 3. 地域医療体制の充実について

- (1) 医師や看護師等の不足、地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。
- (2) 自治体病院はじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に

対し、適切な措置を講じること。

#### 4. 総合的な子育て支援策について

- (1) 子ども・子育て新システムについては、地域のニーズに基づいた総合的な子育て施策の展開が可能となるよう、実施主体である都市自治体に給付と事業を実施する権限と財源を付与すること。
- (2) 利用者、事業者及び都市自治体等新システムに円滑に移行できるよう、十分かつ適切な準備期間を確保するとともに、利用者等に対し周知に努めること。併せて、事務的経費等について必要な財源措置を講じること。

また、今後、制度の詳細の検討にあたっては、都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映させること。

#### 5. 生活保護制度について

- (1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、都市自治体の意見を十分尊重すること。
- (2) 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。
- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 24 年 6 月 6 日

全 国 市 長 会